

2022年<sup>10</sup>月19日

教員の、児童、生徒への、わいせつ行為での懲戒免職の場合、教育委員会事務局・課長級以上、もしくは、教育委員の処分を行うこと、を求める請願。

住所 [REDACTED]  
氏名 行政を考える住民の会 事務局 宮崎邦彦

請願の趣旨 理由。

- 1 児童わいせつ小学校教諭免職 愛知県教委 報道（2022年10月14日朝日新聞 資料1）  
2021年6月ごろ～2022年6月、校内で女子児童、12人に対してさわった。懲戒免職処分にした。ということである。管理責任である、校長らの処分は不明。
- 2 懲戒処分ということなら、当然、採用、任命責任ということで、教育委員会事務局の管理職級の責任が問われることは当然である。  
課長級以上の役職職員もしくは、教育委員が、少なくとも、一人は、代表者として、戒告処分等を受けることが求められる。  
教育委員会・事務局職員もしくは、教育委員が処分を受けたということが、何よりの、不祥事防止の第一歩といえる。  
被処分教諭、はじめ、他の職員へのメッセージになるといえる。
- 3 報道機関への、謝罪のための記者会見を、みましたが、不祥事における、報道を見るにつけ、再三の謝罪報道ゆえ、これから大丈夫だろうかと思ってしまいました。  
処分を求めることは、本意ではないが、新しい手だてが求められるゆえの請願であると理解してもらいたい。

請 願 事 項

- 1 学校内における、職員の児童生徒へのわいせつにおける、懲戒免職処分が出た場合、教育委員会代表（少なくとも一人）として、教育委員会事務局・課長級以上、もしくは教育委員の処分をすること。

添付資料 資料1 2022年10月14日朝日新聞

